

**加賀市医療センター節水システム
事業者選定プロポーザル
募 集 要 項**

**令和7年11月
加賀市医療センター**

I 目的

本事業は、当院の水栓等に節水用器具の取り付けを行い、水道使用量の削減及び経費節減を図ることを目的とし、設置業者及び節水システムを公募により選定するものである。

II 業務概要

- 1 件 名 加賀市医療センター節水システム
- 2 業務内容 当院指定の取付け箇所への節水器具の設置及びそれに付随する業務
(詳細は別添「加賀市医療センター節水システム仕様書」のとおり)
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年1月31日まで

III 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者(以下「参加者」という。)に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

IV 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

1. 概ね過去3年間に、公的施設、公的医療機関に10件以上の導入実績があること。また、設置場所全体の節水効果は、設置後1年間に於ける削減実績が過去3年の平均実績値の7%以上であること。
2. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
3. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
4. 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立となされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの等との関係を有する者でないこと。

6. 次に挙げる税を滞納している者でないこと。

ア 市町村税（地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都道府県の事業税

ウ 消費税及び地方消費税

7. 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

V 手続き等

1 プロポーザルの日程（予定）

募集要項等の公表（当院HP掲載）	令和7年11月11日（火）
質問書の提出期限	令和7年11月18日（火）午後4時まで
募集要項等の質問回答日	令和7年11月25日（月）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和7年12月2日（火）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和7年12月8日（月）
選定結果通知	令和7年12月10日（水）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

2 資料の公開

(1) 資料名

- ・加賀市医療センター節水システム事業者選定プロポーザル募集要項
- ・加賀市医療センター節水システム仕様書
- ・提出書類（様式1～6）

(2) 公開期間

令和7年11月11日（火）から令和7年12月2日（火）の間に、加賀市医療センターのホームページに資料を公開する。

(3) 質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出すること。

ア 質問方法 質問書（様式5）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出すること。電話等での口頭による質問は受付けない。

イ 提出先 加賀市医療センター 企画経営課

ウ 提出期限 令和7年11月18日（火）午後4時まで

エ 担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて当院担当に着信の確認を行うこと

オ 回答方法 令和7年11月25日(月)までに資料の請求があった者に電子メールにて通知する。

3 審査書類の提出

参加者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書(様式1)
- ・企業概要書(様式2)
- ・業務実績証明書(様式3)
- ・従業員実績調書(様式6)
- ・見積書
- ・納税証明書
- ・登記事項証明書
- ・プレゼンテーション用資料 8部

(2) プレゼンテーション資料

プレゼンテーション資料は、別添「加賀市医療センター節水システム仕様書」を参照し、以下の項目についてA4版用紙(様式任意・ページ数の制限は設けない)を使用し作成すること。また、プレゼンテーションの表現については、専門的な知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

ア 導入実績

- 過去3年間の導入実績(県内・県外の公的施設、導入年月、導入場所、数量等)について

イ 節水効果

- 過去3年間の節水効果実績(実績年月、導入場所等)について
- 当院導入後の節水効果について

ウ 安全性

- 設置器具の安全性について

エ 保守・実績報告の体制について

- 保守体制・内容、実績報告の調査・報告内容について

オ 危機管理体制について

- 不測の事態発生時の連絡体制及び対応について

カ 受託後の設置計画について

- 設置スケジュール等について

キ 病院事業への配慮について

○病院という特殊な環境（衛生管理、患者・職員への影響最小化、静音施工等）に
配慮した施工体制を示すこと

ク 見積価格

○見積書、内訳書、製品カタログ 等

(3) 提出期限 令和7年12月2日（火）午後4時まで

(4) 提出先 加賀市医療センター 企画経営課

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後4時までの間とする。郵送の場合は配達記録が残るものとし、提出期間中に必着とする。

4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を作成し、加賀市医療センター企画経営課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 選考方法及び審査

優先交渉権者の選定審査は、加賀市医療センター節水システム事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を実施する。

(1) 選定方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い、評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交渉権者とする。

(2) 実施日時、場所及び提案時間等

ア 実施日 令和7年12月8日（月）

イ 実施場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 提案時間 20分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内（うち1名は、実務責任者又は実務担当者とする）

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクター

(ケーブルによる接続)とスクリーンを利用することができるものとする。

(3) 評価項目【配点合計 100点】

ア 導入実績

○過去3年間の導入実績(県内・県外の公的施設、導入年月、導入場所、数量等)を評価

イ 節水効果

○過去3年間の節水効果実績(実績年月、導入場所等)を評価

○当院導入後の節水効果を評価

ウ 安全性

○設置器具の安全性を評価

エ 保守・実績報告の体制について

○保守体制・内容、実績報告の調査・報告内容を評価

オ 危機管理体制について

○不測の事態発生時の連絡体制及び対応を評価

カ 受託後の設置計画について

○設置スケジュール等を評価

キ 病院事業への配慮について

○病院という特殊な環境(衛生管理、患者・職員への影響最小化、静音施工等)に配慮した施工体制を評価

ク 見積価格

(4) 選定結果の通知

令和7年12月10日(水)を目処に、選定結果は提案者全員に書面により通知する。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

VI 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案者に基づき決定するが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合もある。

VII その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはない。ただし、提出書類は加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき公開する場合もある。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めない。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができない。

VIII 書類提出先及び連絡先

〒922-8522 石川県加賀市作見町リ36番地

加賀市医療センター 病院管理部 企画経営課 道見、上田、宮地

電話番号 0761-72-1188（代表）

FAX番号 0761-76-5263

電子メール kikakukeiei@city.kaga.lg.jp